

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年2月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(職員の倫理を監督する職員)

第2条 京都市職員の倫理の保持に関する条例(以下「条例」という。)第6条に規定する職員の倫理を監督する職員は、京都市上下水道局職員の服務監察に関する規程第3条第1項に規定する統括監察員とする。

第3条第1項中「部の部長又は水質管理センター所長」を「部、室又は水質管理センターの長」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)